

③大都市特例事務にかかる税制上の措置不足

- 大都市では、地方自治法に基づき府県に代わって行っている事務のほか、道路法に基づく国・府道管理事務なども行っています。
- しかし、これらに要する一般財源のうち、税制上の措置がなされているのは、大阪市では約2割にすぎません。
- したがって、大都市特例事務にかかる所要額について、税制上の措置がなされるよう、引き続き国等へ強く求めています。

大都市の事務配分の特例

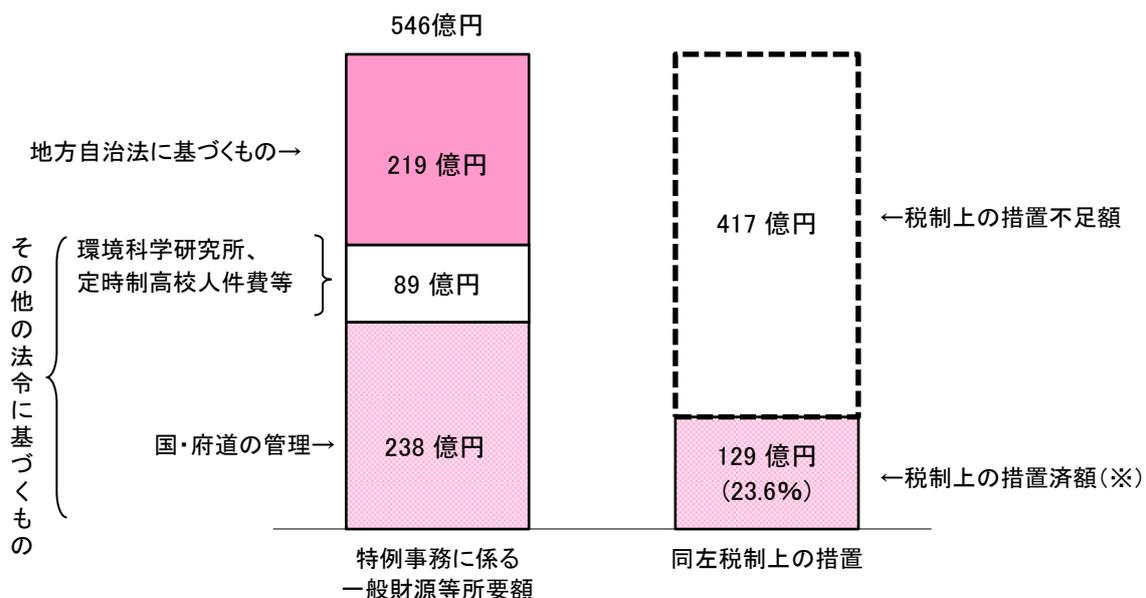
◆地方自治法第252条の19の規定に基づくもの(17項目)

- | | | |
|-----------|----------------|-----------|
| ・児童福祉 | ・母子家庭及び寡婦福祉 | ・結核予防 |
| ・民生委員 | ・老人福祉 | ・土地区画整理事業 |
| ・身体障害者福祉 | ・母子保健 | ・屋外広告物規制 |
| ・生活保護 | ・介護保険 | |
| ・行旅病人・死亡人 | ・障害者自立支援 | |
| ・社会福祉事業 | ・食品衛生 | |
| ・知的障害者福祉 | ・精神保健及び精神障害者福祉 | |

◆その他の法令に基づくもの

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・国、府県道の管理 | ・定時制高校人件費 |
| ・衛生研究所 | ・土木出張所 |
| ・道府県費負担教職員の任免、研修 等 | |

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額
(平成24年度大阪市予算(当初+7月補正))



※ 別途、大都市の特例として発売できる宝くじの収益金(平成24年度大阪市予算163億円)を含めてもなお不足が生じている。